

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書兼
「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人梅田福祉会
ショートステイ梅の郷

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1070300346号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください。いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	22

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 梅田福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県桐生市梅田町4-1774-4 |
| (3) 電話番号 | 0277-20-5055 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 工藤 三夫 |
| (5) 設立年月 | 平成11年6月14日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月1日指定
群馬県 1070300346号
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム梅の郷に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 社会福祉法人梅田福祉会が運営するショートステイ梅の郷が行う
指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業の |

適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者が利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 ショートステイ梅の郷
- (4) 事業所の所在地 群馬県桐生市梅田町4-1774-4
- (5) 電話番号 0277-20-5055
- (6) 事業所長(管理者)氏名 小林 恭介
- (7) 当事業所の運営方針 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (8) 開設年月 平成12年3月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 8:30～17:30

- (10) 利用定員 10人
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として従来型個室です。※現在多床室(4人部屋)のご利用はありません。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	従来型個室 トイレ-居室外 洗面所-居室内
4人部屋	0室	多床室 トイレ-居室内 洗面所-居室内
合計	10室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室の利用：ご希望される利用開始日において、すでに居室が満室である場合には、滞

在されているご利用者の居室利用を優先し、ご契約者が直ぐにご要望に添う形での居室利用ができない場合があります。この場合、滞在されているご利用者の同日中の利用終了を待って、随時、居室利用開始となります。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費・施設・設備

従来型個室・多床室

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。また当事業所は特別養護老人ホーム梅の郷に併設されています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	36名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	4名
5. 機能訓練指導員	1名
6. 介護支援専門員	2名
7. 医師	必要数
8. 管理栄養士	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～15:30 ※当施設では、施設嘱託医のショートステイ利用者への診察は行っていません。
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:30～9:00 2名 日中：9:00～19:00 2名 夜間：19:00～7:30 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：8:30～17:30 1名
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：8:30～17:30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、居住費、食費を除きご契約者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～8：30 昼食：12：00～13：00

夕食：18：00～19：00

③入浴

- ・ご契約者の体調をみながら、入浴又は清拭を週2回以上行います。
（一般浴 一 月～土 機械浴 一 月～土 に入浴する機会を設けています）
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の負担割合、要介護度に応じて異なります。表内の数字単位は円です。）

(1) 要介護度1～5 ①従来型個室 *一割負担

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6030	要介護度 2 6720	要介護度 3 7450	要介護度 4 8150	要介護度 5 8840
往復送迎（希望）	3680	3680	3680	3680	3680
2. うち、介護保険から給付される金額	5427	6048	6705	7335	7956
往復送迎（希望）	3312	3312	3312	3312	3312
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	603	672	745	815	884
往復送迎（希望）	368	368	368	368	368
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18				
5. 夜勤職員配置加算Ⅰ	13				
6. 食事に係わる自己負担額	1650 (朝：500 昼：600 夕：550)				
7. 居室に関わる自己負担額	1171（令和6年7月31日まで）				
7. 居室に係わる自己負担額	1231（令和6年8月1日から）				
8. サービス利用に係る自己負担額合計（3+4+5+6+7） ※令和6年8月1日以降の金額で計算	3515	3584	3657	3727	3796
往復送迎（希望）	368	368	368	368	368

②多床室 *一割負担

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6030	要介護度 2 6720	要介護度 3 7450	要介護度 4 8150	要介護度 5 8840
往復送迎（希望）	3680	3680	3680	3680	3680
2. うち、介護保険から給付される金額	5427	6048	6705	7335	7956
往復送迎（希望）	3312	3312	3312	3312	3312
6. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	603	672	745	815	884
往復送迎（希望）	368	368	368	368	368
7. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18				
8. 夜勤職員配置加算Ⅰ	13				

6. 食事に係わる 自己負担額	1650 (朝：500 昼：600 夕：550)				
8. 居室に関わる 自己負担額	855 (令和6年7月31日まで)				
7. 居室に係わる 自己負担額	915 (令和6年8月1日から)				
8. サービス利用に係る 自己負担額合計 (3+4+5+6+7) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	3199	3268	3341	3411	3480
往復送迎 (希望)	368	368	368	368	368

加算について **1割負担**

ご利用者の必要に応じ、送迎支援をいたします。また、下記の加算については、皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承下さい。

送迎加算：184単位 (片道) *希望者のみ

サービス提供体制強化加算Ⅰ：22単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ：18単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ：6単位/日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

夜勤職員配置加算Ⅰ：13単位/日

指定介護老人福祉施設と併設型短期入所生活介護の夜勤職員配置において、人員配置基準よりも1名以上多く配置されていることで加算されます。

機能訓練体制加算：12単位/日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していることで加算されます。

個別機能訓練加算：56単位/日

以下の要件を満たす場合に算定されます。

*専ら機能訓練指導員等の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するように利用者毎の心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成していること。

*個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

*機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者又はその家族に対して、

機能訓練の内容、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

長期利用者減算：－30単位/日

居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を、連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。

居住費・食費（基準費用額）令和6年7月31日まで

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1171円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	855円（1日当たり）	

居住費・食費（基準費用額）令和6年8月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1231円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	915円（1日当たり）	

- * 平成17年9月30日までに入所されている方につきましては、居住費は多床室での料金負担とさせていただきます。
- * 利用者の所得階層別（第1段階 第2段階 第3段階の利用者）減額が適用されます。
- * 社会福祉法人減免施設となっております。
- * 平成27年8月1日より、介護老人福祉施設の多床室入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費としてとして求めることとなります。

(2) 要介護度1～5 ①従来型個室 ***二割負担**

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6030	6720	7450	8150	8840
往復送迎（希望）	3680	3680	3680	3680	3680
2. うち、介護保険から給付される金額	4824	5376	5960	6520	7072
往復送迎（希望）	2944	2944	2944	2944	2944
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1206	1344	1490	1630	1768

送迎（希望）	736	736	736	736	736
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	36				
5. 夜勤職員配置加算Ⅰ	26				
6. 食事に係わる自己負担額	1650 (朝：500 昼：600 夕：550)				
7. 居室に係る自己負担額	1171（令和6年7月31日まで）				
7. 居室に係る自己負担額	1231（令和6年8月1日から）				
8. サービス利用に係る自己負担額合計 (3+4+5+6+7) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	4149	4287	4433	4573	4711
往復送迎（希望）	736	736	736	736	736

②多床室 *二割負担

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6030	要介護度 2 6720	要介護度 3 7450	要介護度 4 8150	要介護度 5 8840
往復送迎（希望）	3680	3680	3680	3680	3680
2. うち、介護保険から給付される金額	4824	5376	5960	6520	7072
往復送迎（希望）	2944	2944	2944	2944	2944
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1206	1344	1490	1630	1768
送迎（希望）	736	736	736	736	736
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	36				
5. 夜勤職員配置加算Ⅰ	26				
6. 食事に係わる自己負担額	1650 (朝：500 昼：600 夕：550)				
7. 居室に係る自己負担額	855（令和6年7月31日まで）				
7. 居室に係る自己負担額	915（令和6年8月1日から）				
8. サービス利用に係る自己負担額合計 (3+4+5+6+7) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	3833	3971	4117	4257	4395
往復送迎（希望）	736	736	736	736	736

加算について 2割負担

ご利用者の必要に応じ、送迎支援をいたします。また、下記の加算については、皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承ください。

送迎加算：368単位（片道）＊希望者のみ

サービス提供体制強化加算Ⅰ：44単位／日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ：36単位／日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ：12単位／日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

夜勤職員配置加算Ⅰ：26単位／日

指定介護老人福祉施設と併設型短期入所生活介護の夜勤職員配置において、人員配置基準よりも1名以上多く配置されていることで加算されます。

機能訓練体制加算：24単位／日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していることで加算されます。

個別機能訓練加算：112単位／日

以下の要件を満たす場合に算定されます。

- ＊専ら機能訓練指導員等の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するように利用者毎の心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成していること。
- ＊個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ＊機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に5.9%を乗じた単位数

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合：-60単位/日

居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。

居住費・食費（基準費用額）令和6年7月31日まで

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1171円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	855円（1日当たり）	

居住費・食費（基準費用額）令和6年8月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1231円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	915円（1日当たり）	

- * 平成17年9月30日までに入所されている方につきましては、居住費は多床室での料金負担とさせていただきます。
- * 利用者の所得階層別（第1段階 第2段階 第3段階の利用者）減額が適用されます。
- * 社会福祉法人減免施設となっております。
- * 平成27年8月1日より、介護老人福祉施設の多床室入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費としてとして求めることとなります。

(3) 要介護度1～5 ①従来型個室 ***三割負担**

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6030	要介護度 2 6720	要介護度 3 7450	要介護度 4 8150	要介護度 5 8840
往復送迎（希望）	3680	3680	3680	3680	3680
2. うち、介護保険から給付される金額	4221	4704	5215	5705	6188
往復送迎（希望）	2576	2576	2576	2576	2576
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1809	2016	2235	2445	2652
送迎（希望）	1104	1104	1104	1104	1104
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	54				
5. 夜勤職員配置加算Ⅰ	39				
6. 食事に係る自己負担額	1650 (朝：500 昼：600 夕：550)				
7. 居室に係る自己負担額	1171（令和6年7月31日まで）				

7. 居室に係わる 自己負担額	1 2 3 1 (令和6年8月1日から)				
8. サービス利用に係る 自己負担額合計 (3+4+5+6+7) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	4 7 8 3	4 9 9 0	5 2 0 9	5 4 1 9	5 6 2 6
往復送迎 (希望)	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4

②多床室 ***三割負担**

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要介護度 1 6 0 3 0	要介護度 2 6 7 2 0	要介護度 3 7 4 5 0	要介護度 4 8 1 5 0	要介護度 5 8 8 4 0
往復送迎 (希望)	3 6 8 0	3 6 8 0	3 6 8 0	3 6 8 0	3 6 8 0
2. うち、介護保険から給 付される金額	4 2 2 1	4 7 0 4	5 2 1 5	5 7 0 5	6 1 8 8
往復送迎 (希望)	2 5 7 6	2 5 7 6	2 5 7 6	2 5 7 6	2 5 7 6
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1 8 0 9	2 0 1 6	2 2 3 5	2 4 4 5	2 6 5 2
送迎 (希望)	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4
4. サービス提供 体制強化加算Ⅱ	5 4				
5. 夜勤職員 配置加算Ⅰ	3 9				
6. 食事に係わる 自己負担額	1 6 5 0 (朝: 5 0 0 昼: 6 0 0 夕: 5 5 0)				
7. 居室に係る 自己負担額	8 5 5 (令和6年7月31日まで)				
7. 居室に係わる 自己負担額	9 1 5 (令和6年8月1日から)				
8. サービス利用に係る 自己負担額合計 (3+4+5+6+7) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	4 4 6 7	4 6 7 4	4 8 9 3	5 1 0 3	5 3 1 0
往復送迎 (希望)	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4	1 1 0 4

加算について **3割負担**

ご利用者の必要に応じ、送迎支援をいたします。また、下記の加算については、皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承ください。

送迎加算：5 5 2 単位 (片道) *希望者のみ

サービス提供体制強化加算Ⅰ：6 6 単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ：54単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ：18単位/日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

夜勤職員配置加算Ⅰ：39単位/日

指定介護老人福祉施設と併設型短期入所生活介護の夜勤職員配置において、人員配置基準よりも1名以上多く配置されていることで加算されます。

機能訓練体制加算：36単位/日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していることで加算されます。

個別機能訓練加算：168単位/日

以下の要件を満たす場合に算定されます。

- *専ら機能訓練指導員等の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するように利用者毎の心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成していること。
- *個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- *機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合：-90単位/日

居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を、連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。

居住費・食費（基準費用額）令和6年7月31日まで

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1171円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	855円（1日当たり）	

居住費・食費（基準費用額）令和6年8月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1 2 3 1 円（1日当たり）	1 6 5 0 円（1日当たり） 朝 500 円 昼 600 円 夕 550 円
	多床室	9 1 5 円（1日当たり）	

- * 平成 17 年 9 月 30 日までに入所されている方につきましては、居住費は多床室での料金負担とさせていただきます。
- * 利用者の所得階層別（第 1 段階 第 2 段階 第 3 段階の利用者）減額が適用されます。
- * 社会福祉法人減免施設となっております。
- * 平成 27 年 8 月 1 日より、介護老人福祉施設の多床室入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費としてとして求めることとなります。

(4) 要支援 1～2 ①従来型個室 *一割負担

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4 5 1 0	要支援 2 5 6 1 0			
往復送迎（希望）	3 6 8 0	3 6 8 0			
2. うち、介護保険から給付される金額	4 0 5 9	5 0 4 9			
往復送迎（希望）	3 3 1 2	3 3 1 2			
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	4 5 1	5 6 1			
往復送迎（希望）	3 6 8	3 6 8			
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8				
5. 食事に係わる自己負担額	1 6 5 0 (朝：500 昼：600 夕：550)				
6. 居室に係わる自己負担額	1 1 7 1 (令和6年7月31日まで)				
6. 居室に係わる自己負担額	1 2 3 1 (令和6年8月1日から)				
7. サービス利用に係る自己負担額合計（3+4+5+6） ※令和6年8月1日以降の金額で計算	3 3 5 0	3 4 6 0			
往復送迎（希望）	3 6 8	3 6 8			

②多床室 *一割負担

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4 5 1 0	要支援 2 5 6 1 0			
往復送迎（希望）	3 6 8 0	3 6 8 0			
2. うち、介護保険から給付される金額	4 0 5 9	5 0 4 9			
往復送迎（希望）	3 3 1 2	3 3 1 2			
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	4 5 1	5 6 1			
往復送迎（希望）	3 6 8	3 6 8			
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	1 8				
5. 食事に係わる自己負担額	1 6 5 0 (朝：5 0 0 昼：6 0 0 夕：5 5 0)				
6. 居室に係る自己負担額	8 5 5 (令和6年7月31日まで)				
6. 居室に係わる自己負担額	9 1 5 (令和6年8月1日から)				
7. サービス利用に係る自己負担額合計（3+4+5+6）	3 0 3 4	3 1 4 4			
往復送迎（希望）	3 6 8	3 6 8			

加算について **1割負担**

ご利用者の必要に応じ、送迎支援をいたします。また、下記の加算については、皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承下さい。

送迎加算：184単位（片道）*希望者のみ

サービス提供体制強化加算Ⅰ：22単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ：18単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ：6単位/日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

機能訓練体制加算：12単位/日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していることで加算されます。

個別機能訓練加算：56単位／日

以下の要件を満たす場合に算定されます。

- * 専ら機能訓練指導員等の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するように利用者毎の心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成していること。
- * 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- * 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

居住費・食費（基準費用額）令和6年7月31日まで

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1171円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	855円（1日当たり）	

居住費・食費（基準費用額）令和6年8月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1231円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	915円（1日当たり）	

- * 平成17年9月30日までに入所されている方につきましては、居住費は多床室での料金負担とさせていただきます。
- * 利用者の所得階層別（第1段階 第2段階 第3段階の利用者）減額が適用されます。
- * 社会福祉法人減免施設となっております。
- * 平成27年8月1日より、介護老人福祉施設の多床室入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費としてとして求めることとなります。

(5) 要支援1～2 ①従来型個室 ***二割負担**

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4510	要支援 2 5610			
-----------------------	------------------	------------------	--	--	--

往復送迎（希望）	3680	3680			
2. うち、介護保険から給付される金額	3608	4488			
往復送迎（希望）	2944	2944			
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	902	1122			
往復送迎（希望）	736	736			
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	36				
5. 食事に係わる自己負担額	1650 (朝:500 昼:600 夕:550)				
6. 居室に係わる自己負担額	1171 (令和6年7月31日まで)				
6. 居室に係わる自己負担額	1231 (令和6年8月1日から)				
7. サービス利用に係る自己負担額合計（3+4+5+6） ※令和6年8月1日以降の金額で計算	3819	4039			
往復送迎（希望）	736	736			

②多床室 *二割負担

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4510	要支援 2 5610			
往復送迎（希望）	3680	3680			
2. うち、介護保険から給付される金額	3608	4488			
往復送迎（希望）	2944	2944			
5. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	902	1122			
往復送迎（希望）	736	736			
6. サービス提供体制強化加算Ⅱ	36				
5. 食事に係わる自己負担額	1650 (朝:500 昼:600 夕:550)				
6. 居室に係わる自己負担額	855 (令和6年7月31日まで)				
6. 居室に係わる自己負担額	915 (令和6年8月1日から)				

7. サービス利用に係る 自己負担額合計 (3+4+5+6) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	3503	3723			
往復送迎(希望)	736	736			

加算について **2割負担**

ご利用者の必要に応じ、送迎支援をいたします。また、下記の加算については、皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承下さい。

送迎加算：368単位(片道) *希望者のみ

サービス提供体制強化加算Ⅰ：44単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ：36単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ：12単位/日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

機能訓練体制加算：24単位/日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していることで加算されます。

個別機能訓練加算：112単位/日

以下の要件を満たす場合に算定されます。

- *専ら機能訓練指導員等の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するように利用者毎の心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成していること。
- *個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- *機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

居住費・食費（基準費用額）令和6年7月31日まで

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1 1 7 1 円（1日当たり）	1 6 5 0 円（1日当たり） 朝 500 円 昼 600 円 夕 550 円
	多床室	8 5 5 円（1日当たり）	

居住費・食費（基準費用額）令和6年8月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1 2 3 1 円（1日当たり）	1 6 5 0 円（1日当たり） 朝 500 円 昼 600 円 夕 550 円
	多床室	9 1 5 円（1日当たり）	

- * 平成 17 年 9 月 30 日までに入所されている方につきましては、居住費は多床室での料金負担とさせていただきます。
- * 利用者の所得階層別（第 1 段階 第 2 段階 第 3 段階の利用者）減額が適用されます。
- * 社会福祉法人減免施設となっております。
- * 平成 27 年 8 月 1 日より、介護老人福祉施設の多床室入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費としてとして求めることとなります。

(6) 要支援 1～2 ①従来型個室 ***三割負担**

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4 5 1 0	要支援 2 5 6 1 0			
往復送迎（希望）	3 6 8 0	3 6 8 0			
2. うち、介護保険から給付される金額	3 1 5 7	3 9 2 7			
往復送迎（希望）	2 5 7 6	2 5 7 6			
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1 3 5 3	1 6 8 3			
往復送迎（希望）	1 1 0 4	1 1 0 4			
4. サービス提供体制強化加算Ⅱ	5 4				
5. 食事に係わる自己負担額	1 6 5 0 (朝：5 0 0 昼：6 0 0 夕：5 5 0)				
6. 居室に係わる自己負担額	1 1 7 1 (令和6年7月31日まで)				
6. 居室に係わる自己負担額	1 2 3 1 (令和6年8月1日から)				

7. サービス利用に係る 自己負担額合計 (3+4+5+6) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	4288	4618			
往復送迎 (希望)	1104	1104			

②多床室 ***三割負担**

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要支援 1 4510	要支援 2 5610			
往復送迎 (希望)	3680	3680			
2. うち、介護保険から給 付される金額	3157	3927			
往復送迎 (希望)	2576	2576			
5. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1353	1683			
往復送迎 (希望)	1104	1104			
6. サービス提供体制強 化加算Ⅱ	54				
5. 食事に係わる 自己負担額	1650 (朝:500 昼:600 夕:550)				
6. 居室に係わる 自己負担額	855 (令和6年7月31日まで)				
6. 居室に係わる 自己負担額	915 (令和6年8月1日から)				
7. サービス利用に係る 自己負担額合計 (3+4+5+6) ※令和6年8月1日以降の金額で計算	3972	4302			
往復送迎 (希望)	1104	1104			

加算について **3割負担**

ご利用者の必要に応じ、送迎支援をいたします。また、下記の加算については、皆様より別途申し受けますので、あらかじめご了承下さい。

送迎加算：552単位 (片道) *希望者のみ

サービス提供体制強化加算Ⅰ：66単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ：54単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ：18単位/日

看護職員、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合又は勤続7年以上の職員の割合が30%以上又は介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に加算されます。

機能訓練体制加算：36単位/日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していることで加算されます。

個別機能訓練加算：168単位/日

以下の要件を満たす場合に算定されます。

- * 専ら機能訓練指導員等の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するように利用者毎の心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成していること。
- * 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- * 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問したうえで、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に2.3%を乗じた単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

居住費・食費（基準費用額）令和6年7月31日まで

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1171円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	855円（1日当たり）	

居住費・食費（基準費用額）令和6年8月1日より

	居住費（滞在費）		食費
基準費用額	従来型個室	1231円（1日当たり）	1650円（1日当たり） 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	915円（1日当たり）	

- * 平成17年9月30日までに入所されている方につきましては、居住費は多床室での料金負担とさせていただきます。
- * 利用者の所得階層別（第1段階 第2段階 第3段階の利用者）減額が適用されます。
- * 社会福祉法人減免施設となっております。
- * 平成27年8月1日より、介護老人福祉施設の多床室入所者のうち、一定の所得を有す

る入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費としてとして求めることとなります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆食事に係る自己負担額の第4段階（基準費用額）については、食べた食事分の費用をいただきます。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

◇当施設の居住費・食費の負担額（日額）令和6年7月31日まで

対象者	区分	居住費 ※居住の種類により違います		食費	
		多床室	従来型個室		
市町村 住民税 世帯非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	0円	320円	300円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	370円	420円	600円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	370円	820円	1000円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 120万円超の方	利用者負担 第3段階②	370円	820円	1300円
上記以外の方	利用者負担 第4段階	855円	1171円	1650円	

※ 次の A、B いずれかに該当する場合には、特定入所介護サービス費（負担限度額認定）の給付対象となりません。

A：世帯分離をしている配偶者が住民税課税者の方

B：預貯金等が利用者段階別の一定額を超える方（世帯分離をしている配偶者も含む）

第1段階 預貯金等が単身1000万円、夫婦2000万円を超える方

第2段階 預貯金等が単身650万円、夫婦1650万円を超える方

第3段階① 預貯金等が単身550万円、夫婦1550万円を超える方

第3段階② 預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1500 万円を超える方

◇当施設の居住費・食費の負担額（日額）令和6年8月1日から

対象者	区分	居住費 ※居住の種類により異なります		食費	
		多床室	従来型個室		
市町村 住民税 世帯非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	0円	380円	300円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	430円	480円	600円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	430円	880円	1000円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 120万円超の方	利用者負担 第3段階②	430円	880円	1300円
上記以外の方		利用者負担 第4段階	915円	1231円	1650円

※ 次の A、B いずれかに該当する場合には、特定入所介護サービス費（負担限度額認定）の給付対象となりません。

A：世帯分離をしている配偶者が住民税課税者の方

B：預貯金等が利用者段階別の一定額を超える方（世帯分離をしている配偶者も含む）

第1段階 預貯金等が単身 1000 万円、夫婦 2000 万円を超える方

第2段階 預貯金等が単身 650 万円、夫婦 1650 万円を超える方

第3段階① 預貯金等が単身 550 万円、夫婦 1550 万円を超える方

第3段階② 預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1500 万円を超える方

(2)(1) 以外のサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり（調髪） 1600円（顔剃） 500円

[美容サービス]

月 回、美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1600円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤本人の希望するおやつ代

ご契約者の希望するおやつ等の負担はすべて自己負担となります。おやつを希望されるご契約者に限り、実費をご負担いただきます。

1日につき 50円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

日常生活品の購入代金等 料金：1回あたり実費

*おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

足利銀行 桐生支店 店番号 200 普通預金 3546532

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：足利銀行

ウ. 窓口での現金による支払い

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
----------------------	----

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)
-----------------------	--------------------------

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）*

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）
 [職名] 室田 真理子 TEL 0277-20-5055
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

桐生市保健福祉部 健康長寿課	所在地 桐生市織姫町1-1 電話番号 0277-46-1111 受付時間 8:30～17:15
みどり市保健福祉部 介護高齢課	所在地 みどり市笠懸町鹿2952番地 電話番号0277-76-2111 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-5308 受付時間 8:30～17:15
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内 電話番号 027-255-6033 FAX 027-255-6173 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明及び交付を行いました。また、事業の実施に当たり、利用者の情報を把握する必要があるときは、本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で関係する者に、提示し交付いたします。

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- ・利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体との連絡調整
- ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- ・利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ・行政の開催する評価会議やサービス担当者会議
- ・その他サービス提供で必要な場合や緊急を要する時の連絡等

指定（介護予防）短期入所生活介護

説明者職名 生活相談員 氏名 室田 真理子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し受領いたしました。又、事業の実施に当たり、利用者の情報を把握する必要があるときは、本人及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で関係する者に、提示し交付することに同意いたします。

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- ・利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体との連絡調整
- ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要のある場合
- ・利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ・行政の開催する評価会議やサービス担当者会議
- ・その他サービス提供で必要な場合や緊急を要する時の連絡等

契約者（利用者）

住所
氏名 印

家族代表

住所

氏名
契約者との続柄 () 印

私は契約者が上記事業所・説明職員から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者（契約者との続柄：)

住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

上記の重要事項証明書の交付を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建（新館1階含）
- (2) 建物の延べ床面積 4673.47㎡
- (3) 事業所の周辺環境*

風光明媚、閑静な山間

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

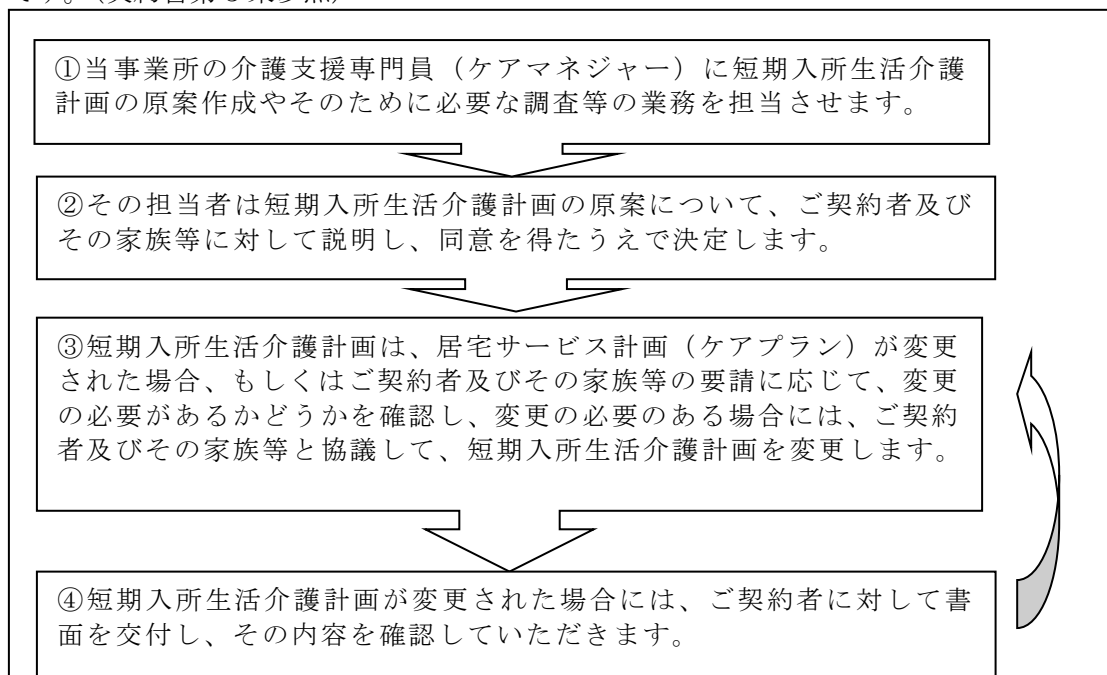
看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

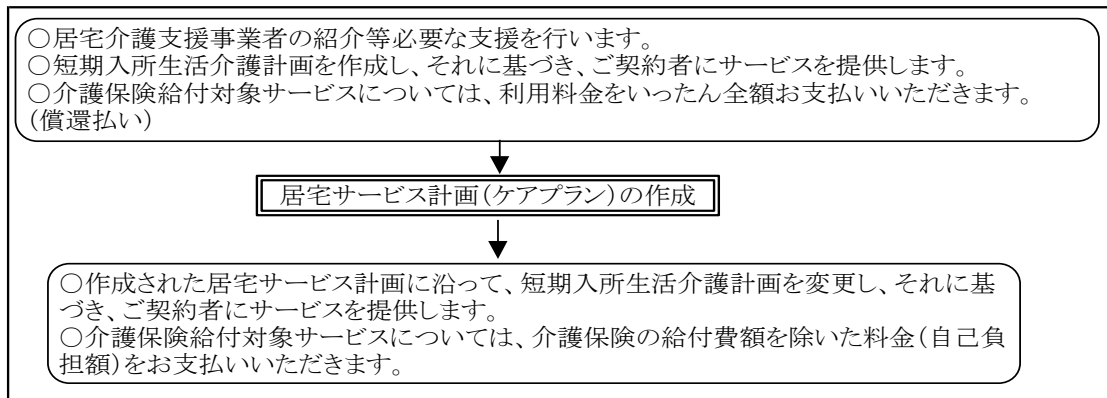
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

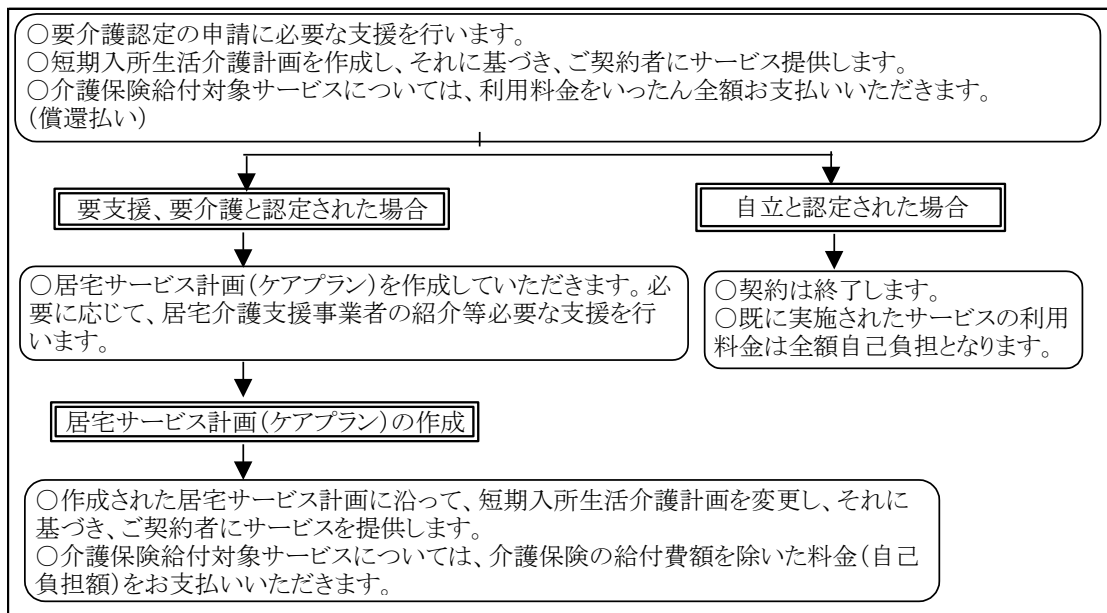


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

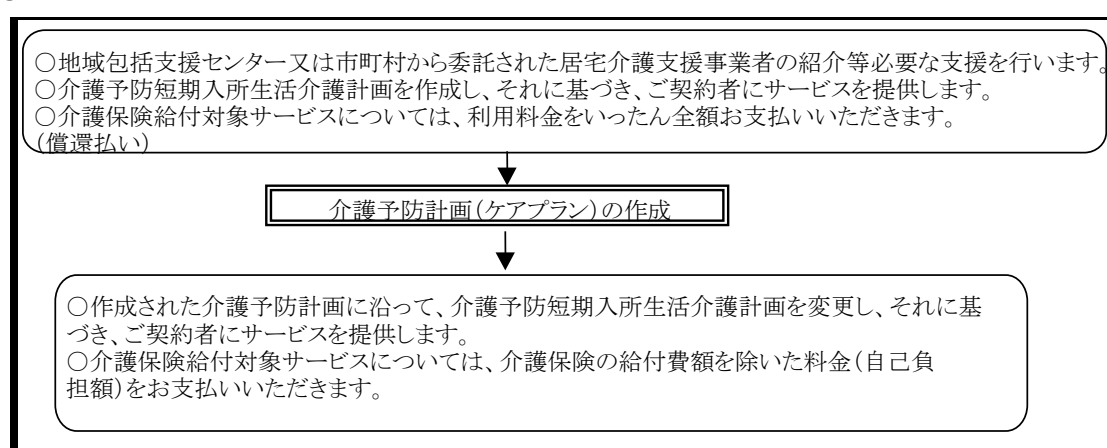


②要介護認定を受けていない場合

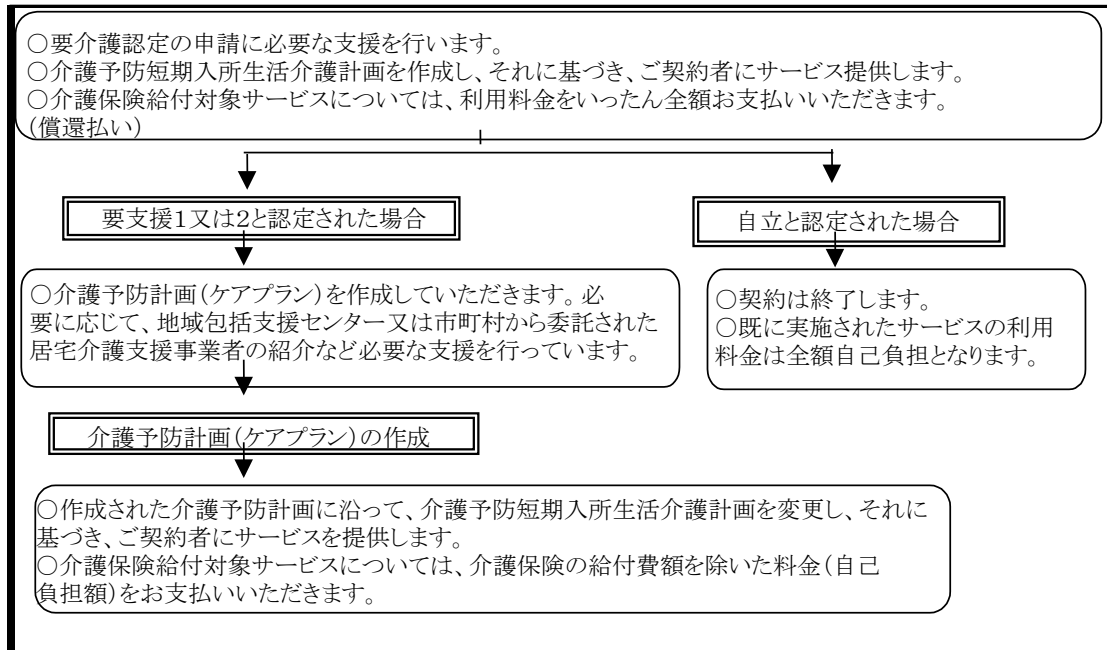


(3) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。（介護予防）

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

金品・生物

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用の中止について

ご利用中に明らかな体調の変化が見られた場合には、利用を中止していただく場合があります。また、利用者本人と同居されている家族にインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症を発症している場合や発症の疑いがある場合については、利用をお断りする場合があります。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	桐生市外六箇町村医療事務組合 桐生厚生総合病院
所在地	群馬県桐生市織姫町 6 番 3 号
診療科	内科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科 吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科 耳鼻咽喉科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、歯科 歯科口腔外科

(6) サービス利用中の居室利用について

ご希望される利用開始日において、すでに居室が満室である場合には、滞在されているご利用者の居室利用を優先し、ご契約者が直ぐにご要望に添う形での居室利用ができない場合があります。この場合、滞在されているご利用者の同日中の利用終了を待って、随時、居室利用開始となります。

- 日中過ごされるホールには、クッションやソファー等を用意した「憩いの場」もご用意

し、休息の場を設けています。

- ご利用者の急変時や体調不良時等については、緊急性が高い方を一時的に優先し、居室及びベッドを使用させて頂く場合があります。
- 日中、ベッドで横になる機会が少なく、ホールで過ごす方の居室については、リネン交換及び室内清掃を行い、ご契約者以外のご利用者の休息の場として一時的に使用する場合があります。
- 利用開始日において、すでに居室が満室である場合に、日中居室にて休息したい時には、リネン交換及び室内清掃が終了した居室にて、随時休息をとることができます。また、ベッドで横になりたい場合には、同併設事業所の午睡室（ベッドルーム）も利用できます。

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 個人情報の利用目的について

社会福祉法人梅田福祉会では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。

あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

1 当施設内部での利用目的

- (1) 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険請求業務
- (3) 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2 他の介護保険事業者への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当り、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償請求などに係わる保険会社等への相談又は届け出等

上記以外の利用目的

1 当施設内部での利用に係わる利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

2 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- (2) 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・外部監査機関への情報提供

9. 身体拘束について

施設理念

社会福祉法人梅田福祉会 ショートステイ梅の郷では、介護保険制度における介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動の制限をいたしません。また、緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合については、以下の手続きを経てた上で身体拘束を実施いたします。

1 身体拘束廃止委員会の開催

(1) 以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」のチームで検討、確認する。

① 切迫性

利用者の本人又は他の利用者の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替える介護方法が無いこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 身体拘束廃止委員会にて、慎重に検した結果、3つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、施設長指示に基づき、下記の手続きに移る。

2 利用者・家族への説明

(1) 本人又は家族または代理人等に連絡し、面接する。

(2) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、介護主任又は看護職員及び生活相談員が詳細な説明を行う。

(3) 説明書の記入は介護主任又は看護職員とする。

(4) 本人又は家族又は代理人等の十分な理解と同意を得る。

(5) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に署名・捺印を求める。

3 介護記録への記載

(1) 実際に身体拘束を行う場合は、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

4 身体拘束解除を目標に行う継続的なカンファレンス

(1) 身体的拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的なカンファレンスを行い、検討する。

10. 高齢者虐待防止について

社会福祉法人梅田福祉会では、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第20条で求められている「高齢者虐待の防止等のための措置」を明確にするため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
- (3) 施設において業務に従事する職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報
- (4) サービス提供中において養護者（利用者の家族、高齢者を現に養護する者等）による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町村への通報

《参考》 高齢者虐待防止法

（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

11. 事故発生時の対応

1 事故発生時の対応

当事業所において、事業者の責任により利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者の後見人又は身元引受人等関係者、介護支援専門員等に連絡、報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。

また、発生した事故については、事故報告書を作成し職員間で確認するとともに、事故防止委員会において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

2 損害賠償

事業所は、サービス提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者及び身元引受人と協議いたします。

3 損害賠償がなされない場合

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合や、利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合、利用者が施設の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合には、損害賠償がなされない場合があります。

1 2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

1 3. 介護職員処遇改善加算について（令和6年5月31日まで）

当事業所は契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

介護人材に対する処遇改善と競合する他産業との賃金差を解消する観点から「ニッポン1億総活躍プラン」における「未来への投資を実現する経済対策」として平成28年8月に閣議決定され、介護人材に対する月額平均1万円相当の処遇改善を行うために、現行の加算の見直しを行い、報酬の中に位置づけたものが「介護職員処遇改善加算」となります。

また、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる資質向上の取り組みや雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とし、さらなる上乘せ評価を行うために加算率の見直しがなされております。

※ 所定単位数は、基本サービス費に各種加算や減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しております。

介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に8.3%を乗じた単位数

介護職員処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に6.0%を乗じた単位数

介護職員処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に3.3%を乗じた単位数

介護職員処遇改善加算Ⅳ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100

0

介護職員処遇改善加算Ⅴ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100

0

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定（予防介護）短期入所生活介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定（予防介護）短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該指定（予防介護）短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 1 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
 - 2 1の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - 3 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - 4 3について、全ての介護職員に周知していること。
 - 5 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - 6 5の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

14. 介護職員特定処遇改善加算について（令和6年5月31日まで）

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における「介護職員処遇改善加算」の拡充も含め、これまで国が数次にわたる取り組みを行ってきておりますが、「新しい

経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、『介護人材確保のための取り組みをより一層進めるために、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとなりました。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について、月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費 1000 億円を投じ、処遇改善を行う』とされ、2019 年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

現行加算（介護職員処遇改善加算）については、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度に、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充ててを目的に創設され、その後数次にわたり拡充を図ってきたものです。

2019 年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善を行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ 特定加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算減算を加えた 1 月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員特定処遇改善加算Ⅱを算定しております。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に 2.7% を乗じた単位数
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に 2.3% を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（介護福祉士の配置等要件）

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分

※ 訪問介護にあっては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は日常生活継続支援加算）を算定していること。

（現行加算要件）

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

（職場環境等要件）

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改

善を除く。)の内容を全ての職員に周知していること。

この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、別紙1表3の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

(見える化要件)

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。なお、当該要件については2020年度より算定要件とすること。

(特定加算の算定要件)

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

イ 特定加算(Ⅰ)については、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

ロ 特定加算(Ⅱ)については、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

15. 居住費・食費(基準費用額)について

居住費・食費(基準費用額)令和6年7月31日まで

	居住費(滞在費)		食費
基準費用額	従来型個室	1171円(1日当たり)	1650円(1日当たり) 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	855円(1日当たり)	

居住費・食費(基準費用額)令和6年8月1日より

	居住費(滞在費)		食費
基準費用額	従来型個室	1231円(1日当たり)	1650円(1日当たり) 朝500円 昼600円 夕550円
	多床室	915円(1日当たり)	

- * 平成17年9月30日までに入所されている方につきましては、居住費は多床室での料金負担とさせていただきます。
- * 利用者の所得階層別(第1段階 第2段階 第3段階の利用者)減額が適用されます。
- * 社会福祉法人減免施設となっております。
- * 平成27年8月1日より、介護老人福祉施設の多床室入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費としてとして求めることとなります。

◇当施設の居住費・食費の負担額（日額）令和6年8月1日から

対象者	区分	居住費 ※居住の種類により異なります		食費	
		多床室	従来型個室		
市町村 住民税 世帯非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	0円	380円	300円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	430円	480円	600円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 80万円超120万円以下の方	利用者負担 第3段階①	430円	880円	1000円
	合計所得金額＋課税年金収入額＋ 非課税年金の合計額が 120万円超の方	利用者負担 第3段階②	430円	880円	1300円
上記以外の方	利用者負担 第4段階	915円	1231円	1650円	

※ 次の A、B いずれかに該当する場合には、特定入所介護サービス費（負担限度額認定）の給付対象となりません。

A：世帯分離をしている配偶者が住民税課税者の方

B：預貯金等が利用者段階別の一定額を超える方（世帯分離をしている配偶者も含む）

第1段階 預貯金等が単身 1000万円、夫婦 2000万円を超える方

第2段階 預貯金等が単身 650万円、夫婦 1650万円を超える方

第3段階① 預貯金等が単身 550万円、夫婦 1550万円を超える方

第3段階② 預貯金等が単身 500万円、夫婦 1500万円を超える方

16. 介護職員等ベースアップ等支援加算について（令和6年5月31日まで）

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

また、ベースアップ等加算を創設により、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、基本給の引上げによる賃金改善を一定に求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとなりました。

※ ベースアップ等加算は、サービス別の基本サービス費に現行加算を除く各種加算

減算を加えた1月当たりの総単位数に、サービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外されています。

※ 当事業所では、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に1.6%を乗じた単位数

《算定要件》

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(処遇改善加算の取得)

介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件については、「12 介護職員処遇改善加算について」を参照。

(賃金改善)

加算の全額を賃金改善に充てること、かつ、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」）の引上げに使用すること。

17. 介護職員等処遇改善加算について（新設：令和6年6月1日から）

介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行い、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うこととなりました。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分が認められています。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直すこととします。

※ 当事業所では、介護職員等処遇改善加算を算定しております。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に14.0%を乗じた単位数

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に13.6%を乗じた単位数

介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に11.3%を乗じた単位数

介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数に9.0%を乗じた単位数

介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1） 所定単位数に12.4%を乗じた単位数

介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)	所定単位数に11.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)	所定単位数に12.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)	所定単位数に10.1%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)	所定単位数に9.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)	所定単位数に9.7%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)	所定単位数に8.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)	所定単位数に7.4%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)	所定単位数に7.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)	所定単位数に4.7%を乗じた単位数

《算定要件》

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - ① 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。
 - ② 当該事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。
- (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇

- 用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること。
 - ② 1の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
 - ③ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ④ ③について、全ての職員に周知していること。
 - ⑤ 職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - ⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他適切な方法により公表していること。
- (10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ① 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡのいずれかを届け出ていること。
 - ② 当該事業所が、指定居宅サービス等基準第二百一十一条第二項の規定の運用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が、介護職員等処遇改善加算Ⅰを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ

イ(1)①及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ

イ(1)①、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

へ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付

費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(7)①から④まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅰを届け出て

おり、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2) イ(1)②、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１１）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ（１）（①及び②に係る部分を除く。）、（２）～（６）まで、（７）①から④まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１２）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ（１）②、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１３）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善

加算Ⅰ又はⅡを届け出ていないこと。

- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

ソ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算Ⅲを届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)(①及び②に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること
 - ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。